Ｉ　売却等処分に関して売主に課税される消費税その他の公租公課
Ｊ　認可日以降決済日前日までの共益費、管理費、維持管理費、火災保険料等の担保目的物の維持管理費用（火災保険料等、一定の期間に対応して生じる費用については、いずれも日割計算を行う。）
Ｋ　販売に係る広告宣伝費用（担保権者と事前に合意した場合に限る。）
Ｌ　開発等の価値増大行為に要した費用（担保権者と事前に合意した場合に限る。）
Ｍ　その他売却等処分にあたり生じる費用（合理的な金額に限る。）
Ｎ　更生会社に生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税抜き）の５％相当額

ii　「担保弁済額」の限度額

上記ｉの定めに従って算出した金額が、別表11「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」記載の「被担保債権額（極度額）」欄記載の金額（当該担保目的物に関する担保権の被担保債権額又は当該担保目的物に関する担保権である根抵当権の極度額のいずれか低い額。以下、「本件極度額」という）を上回る場合、「担保弁済額」は当該担保目的物に係る本件極度額を限度とする。

また、別表17「担保権の目的の一覧表（不動産）」整理番号２乃至22の不動産については、売却代金から費用等を控除した金額の半額（確定更生担保権額である5,000円を下限とする。）、又は本件極度額のいずれか低い額を限度とする。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付・弁済方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権は、以下のとおりである。

届出債権額
83,568,951円及び額未定
（内訳）
本税等　82,482,981円
更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　1,085,970円
更生手続開始決定日から完納に至るまでの延滞金等　額未定
別表12
債権者数　17名

２　権利の変更及び納付方法

更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日。）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金、及び、更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞税、利子税又は延滞金の全額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

別表12記載の債権者に対しては、前記免除後の金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに、一括して納付する。

第２　労働債権

優先的更生債権に該当する労働債権は存在しない。

第３　更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権の取扱い

更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権が会社更生法第140条２項の規定に基づき届け出された場合において、当該債権が確定したときは、優先的更生債権として確定した全額を一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　総論

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定債権額
12,693,041,151円及び額未定
別表13
債権者数　112名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

⑴ア　別表13「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については更生計画認可決定確定の日の翌日に全額につき免除を受ける。

イ　別表13「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金（但し、預金等質権の被担保債権となった額を除く。）については、その合計額（但し、確定一般更生債権のうち預金等質権の被担保債権となった額を除く。）のうち、10万円を超える部分について当該部分の95％に相当する額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

⑵　別表13記載の債権者に対しては、上記免除後の金額について、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する（元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金のうち10万円以下の部分については、当該部分の確定更生債権額の全額を弁済する。）。

但し、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日の２週間前までに、オネスト（東京地方裁判所平成21年（ミ）第４号）、インターリース（東京地方裁判所平成21年（ミ）第５号）、リバティー（東京地方裁判所平成21年（ミ）第６号）、日本レンタル（東京地方裁判所平成21年（ミ）第８号）及びエイト（東京地方裁判所平成21年（ミ）第９号）の各更生手続のいずれかの手続において、更生計画認可決定確定に至っていない場合、一般更生債権に対する第１回弁済は、当該未確定の更生計画が全て認可確定した日の翌日から３ヶ月を経過する日までに行う。

⑶　別表９－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権に係る各担保権の被担保債権である一般更生債権及び別表11「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」記載の更生担保権に係る各担保権の被担保債権である一般更生債権については、別表13「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から超過弁済額を控除し、不足弁済額を加算した額を「確定一般更生債権額」とみなして、上記⑴及び⑵に従って一括弁済する。但し、上記⑴及び⑵に基づく弁済日において当該更生担保権の全ての担保目的物の売却代金全額の受領後２ヶ月を経過していない場合には、売却代金全額の受領後２ヶ月を経過する日までに弁済する。

⑷　保証債務履行請求権

別表13「一般更生債権弁済計画表」記載の更生債権が保証債務履行請求権であるときは、主債務者が弁済すべき主債務を履行せず、その不履行状態が３ヶ月間継続した場合、認可決定確定後３ヶ月を経過する日、又は主債務の不履行状態が継続して３ヶ月を経過した日から３ヶ月を経過する日のいずれか遅い日に、上記⑴及び⑵に従って一括弁済する。

２　追加弁済

⑴　上記１の第１回弁済後、更生会社が保有する流動資産及び固定資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

⑴の弁済資金を、別表13「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から前記１に基づく弁済額を控除し、かつ不足弁済額を加算した額で按分して弁済する。

⑶　追加弁済は、管財人が指定する日に実施する。

⑷　追加弁済が実施された場合、前記１⑴イの免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。